2020/12/24 第2節軍縮問題

### 資料①

### 3. 米ソ軍備管理交渉

軍備管理に関する米ソ問の交渉は、83年末のソ連による中距離核戦力(INF)交渉及び戦略兵器削減交渉(START)の一方的中断によりとだえていたが、84年11月になって両国は新たな交渉に入ることに合意、85年1月の米ソ外相会談において、交渉の対象を宇宙兵器及び核兵器(戦略核と中距離核の双方)に関する問題の総体とすること、並びに交渉の目的は宇宙での軍備競争の防止、地球上での軍備競争の停止、核兵器の制限と削減、及び戦略的安定の強化を目指した効果的取決めの作成であることなどを述べた共同声明が発表された。

これに基づいて、85年中及び86年4月現在まで、ジュネーヴにおいて4ラウンドの交渉が行われた。

米国は交渉当初よりSTART, INF交渉時以来の提案を引き続き維持する旨明らかにしていたが、ソ連側はこれに対する具体的立場は明らかにしなかったため、第1ラウンド(85年3月12日~4月23日)及び第2ラウンド(5月30日~7月16日)においては交渉の進展は見られなかった。しかしながら、7月初めに6年半振りの米ソ首脳会談の11月開催が発表されたことから軍備管理分野の合意達成に対する期待も高まり、ソ連は9月末、初めて具体的数値を含む提案を行った。これを受けて、米国も11月1日にソ連案を踏まえた提案を行った。

ソ連の提案は戦略核兵器の50%削減,及び中距離核の展開の中止と最大限の削減等に関するものであるが,いわゆる宇宙打撃兵器の全面禁止を戦略核削減の前提条件としていること,中距離核分野で欧州のみを対象地域としアジアを除外していること,戦略核兵器の定義を「双方の領土に到達する能力のある核兵

2020/12/24 第2節軍縮問題

器」というソ連に一方的に有利なもの(米国の中距離核及び空母艦載機等は含まれるが、ソ連のSS-20等は含まれない)としていることなど、米国及び西側諸国の立場からは受け入れ難い点を多々含んでいた。

これに対し米国は、戦略核兵器の約50%削減、欧州部中距離核ミサイルの140 基までの削減、及びアジア部での同率削減を対案として主張した。

注目の米ソ首脳会談は11月19,20日の両日ジュネーヴで行われ,21日に共同発表が発出されたが,軍備管理分野については,「適切に適用された米ソの核兵器の50%削減にかかる原則」及び「中距離核兵器にかかる暫定合意の考え方」が,両国の「共通の基盤が存在する諸分野」であること,またこれらに関する話し合いを早期に進展させるべきことなどが合意された。

その後、86年1月15日に、ゴルバチョフ書記長は、核軍縮に関する新提案を行った。これは、3段階を経て2000年までに核兵器を廃絶することを内容としているが、米ソ間の基本的対立点につき柔軟性を示すものではなく、中距離核の取扱いについてもで欧州にのみ重点を置くものであった。これに対し2月24日、レーガン大統領は、我が国をも含む同盟諸国と緊密な協議を経て、まず適切に適用された攻撃核兵器の50%削減、及びINF合意の交渉を第一歩として達成すべきであること、中距離核兵器については89年末までにグローバルに全廃するとの提案を含んだ対ソ回答を行った。86年1月16日から3月4日まで行われた第4ラウンドにおいては、具体的進展はなかった模様である。

このように、85年及び86年初頭においては、首脳会談開催を中心として米ソ間に活発な動きがあったが、両国の基本的立場の相違は依然として大きく、実質的な進展を見るに至らなかった。今後の交渉の見通しも次回の首脳会談開催の問題と絡んで現時点では極めて不明瞭であり、いずれにせよ今後ともかなりの紆余曲折があるものと考えられる。

目次へ

## 資料②

軍縮に関するゴルバチョフ書記長新提案 に関する取り敢えずの評価

61. 1. 16 軍 縮 課

本件ゴルバチョフ提案については、未だ必ずしも明確でない点もあるが、我が方取り敢えずの評価は次の通り。(提案概要別添1)

- 1. 全般的コメント
  - (1) 本件提案の最大の狙いは、SDIは核廃絶につながるとの米国の主張に対抗し、ソ連なりの核廃絶への道筋を示すことにより、特に対西側世論との関係においてSDI阻止との自己の立場の強化を図ることにあると思われる。
  - (2) 今次提案は核兵器の究極的廃絶を目指したものであるとの点については注目に値すると考えるが、他方、ソ連提案を詳細に検討すれば多くの問題点を含んでおり 到底評価できない。

更に西側の結束の観点から見れば強大なソ連の通常 戦力に直面して抑止力としての核の役割を重視してい るNATO諸国の立場にも十分配慮することが必要であ ると思われる。

(3) 今次提案の個々の要素は、若干のものを除いてジュネーヴの米ソ軍備管理・軍縮交渉のコンテキストの関連で

- (4) しかしながら、2回目の米ソ首脳会談を控えて軍備管理分野での何らかの実質的進展を期待する気運の強い国際世論の中で、かかる"包括的"提案を第4ラウンド開始前夜というタイムリーな時機に出してきたソ連側の対応は国際世論工作の観点からは極めて巧妙である。
- (5) 他方、今次提案に係るソ連の実質的なねらいがSDI阻止にあることは安倍大臣との会談におけるシュバルナッゼ外相自身の発言からも明らかであるが、「ゴ」書記長自身、第一段階における50パーセント削減が米のSDI放棄を前提としている点を明確にしている。

(注:正確には「かかる削減は米ソ両国が攻撃的宇宙 兵器の開発、実験、配備を相互に放棄するとの条件の下 においてのみ可能となる」)

(6) 全体として、第1段階に含まれる諸措置相互の関係及

び第1から第3の各段階相互の関係が明らかでなく、ソ側のプレゼンテーションから見る限り、これらすべてがワンセットとして提案されているようであり、しかりとすれば、個々のポイントの評価とは別に、良かれ悪しかれ核兵器が現実に果たしている抑止力としての役割を捨象して2000年という期限を恣意的に設定して短兵急に核の廃絶を目標とすることについては疑問があろう。

(7) アジアの安全保障に関し一項を設けて言及しているのは、例えばINF分野で欧州のみを重視し、アジアの安全保障に配慮していないとの批判をかわそうとするとともに、アジア安保構想、極東CBM構想等の今後の推進のための布石を打つ目的があると考えられる。

### 2. 我が国として注目すべき点

#### (1) START関係

「相手国の領土に到達し得る」核兵器の2分の1削減と右が運搬する弾頭数を6,000に制限するとの提案は、昨年9月のソ連新提案に含まれている内容のとおりであり、「相手国の領土に到達し得る」との定義の問題点についても同じ。右削減が米によるSDI放棄を前提としていることも変わらず。

#### (2) INF関係

(イ) 第1段階において欧州のINFの全廃(SS-20を含む)

米側のゼロゼロオプション(アジアも含むグローバルな全廃)に対抗してソ連ゼロオプション(欧州のみ全廃)として、今回と同様の考え方が示唆された経緯有(81年末)。対象となるSS-20が欧州部のみであることは問題。欧州からの全廃が撤去(この場合アジア部への移動の可能性があり得る)でなく廃棄であるか不明確。

#### (ロ) アジアにおけるINFの取扱い

第2段階で(欧州のINF全廃に続いて)INFの廃絶に 関する一層の措置を実施するとしているのはアジア 部での削減を意味するものとも考えられるが、具体的 手段は示されておらず、又、中国をどのように念頭に 置いたものか不明。いずれにせよ、西欧とアジアの分 断を図る動きと見ることができ要警戒。

#### (3) 英仏核の扱い

英仏核の現状凍結を求めている点は、欧州における米 ソのINFの完全廃棄と相俟つて従来INF分野において英 仏核の算入を求めていたソ連の主張から一歩譲歩した ものととることも可。米ソの実質的かつ大幅な核削減等 の諸前提が達成されて始めてソ連との直接交渉の可能性も考えうる旨示唆してきた英仏の対応が注目されるものの、数的凍結は、核弾頭数増加の方向の近代化計画を進めている英仏としては受諾困難と思われ、ソ連としては、一つの難題を引つ込めて新たな難題を出してきたとの感有り。

また、米としては、英、仏の立場を代弁して交渉する 立場にないとの基本的考え方である。

(4) 戦術核(SRINF及び各種野砲をさすと思われる)の凍 結及び廃絶

「ゴ」提案では第1段階で凍結し、第2段階で廃棄することとなっているが、この分野はソ側優位の分野。特に西独をはじめとするNATO諸国にとっては戦略的意味をも持ち得る兵器であり、ソ連に有利なままでの凍結では合意不可と考えられる。

#### (5) SDI関係

(イ) 攻撃的宇宙兵器の禁止及びこれと核兵器削減のリンケージは米国として受け入れられないもの。又、第2段階において他の主要工業国も宇宙兵器禁止に合意するとしている点については、西側諸国のSDI研究参加を牽制せんとする意図も伺える。

- (ロ) 新たな物理的原則に基づく大量殺りく能力を有する非核兵器の生産禁止は、SDI阻止の狙いの一環であり、SDIは非核兵器であつても、大量殺りく能力を有する第一撃兵器であるとの主張に基づくものであろう。(なお、新たな物理的原則に基づく新たなABMシステムが製造(create)される場合の制限については、ABM条約合意声明D項により米ソ間の討議事項である旨規定。)
- (\*) 査察のための然るべき研究所の開放に言及があるが、これは、米のオープン・ラボラトリー提案を念頭において、むしろ、SDI禁止を確認することを目的としたものかとも考えられる。

#### (6) 核実験禁止関係

(イ) 米・ソ核爆発の無条件停止

従来よりのソ連の主張の繰り返しである。米としては、米及びその同盟国が核の抑止力によりその安全保障を頼つている限り、既存核兵器の大幅削減、通常兵器の不均衡の解消、検証の向上等が達成されない限り応じられないとの立場。我が国としても、我が国の安全保障が米の核兵器を含む抑止力に依存している限り軽々に賛成しえない。

- (ロ) 核実験モラトリアムの4月1日までの延長
  - (i) 近年核実験を最も多く行つているソ連は、既に新型核兵器のための実験は充分やつている。この意味でソ連はそのモラトリアムを収力月延長したからといつて痛痒を感じない(そもそも、ソ連は冬の核実験は余りやらないので春までのモラトリアムの延長は余り痛くないとの米側見方あり)。他方、米は、ソ連の新型核兵器に対する核兵器の開発に着手したばかりであり、依然核実験が必要との事情があると思われる。
- (ii) 又、モラトリアムについても検証が充分担保されなくてはならず、特に相互的モラトリアムについては現地査察を含む検証が重要であるが、現地査察についてのソ連の立場は未だ不明確(「必要な場合」に現地査察に応ずる用意があるとしているが、その具体的内容は不明。ソ連が真に望むなら米も納得しうる現地査察に応ずる必要がある。但し、米側もこの分野でソ連側に前向きの動きが出てきている点は評価しており、検証の問題についての米ソの話合いが動き出す可能性あり)。
- (7) 化学兵器(CW)禁止

具体的な新たな提案を含むものではない。現在、ジュ ネーヴの軍縮会議においては、CWの包括的禁止条約の 作成を目指した交渉が行われており、右交渉において CW生産施設(工場)の宣言・廃棄、CWストックの廃棄、検 証措置等についての検討を行つている。問題は、一般論 ではなく、実効的なCW禁止条約作成に向けての、ソ連の 具体的な対応振りの中身如何である。(これまで査察を 含む検証問題に対するソ側の消極的姿勢が、本件交渉が 進まない大きな理由の一つ。なお、本件提案にいう、化 学兵器関連の産業基盤の破壊については、右関連の産業 基盤とは何か必ずしも明らかでないが、それが平和的産 業活動を阻害することを意図したものであるとすれば、 我が国を含め西側諸国としても受け入れられないもの となろう。)

#### (8) 通常兵器軍縮(MBFR、CDE)

核軍縮の進展は、通常兵器分野での不均衡を顕在化させる可能性があるところ、西側にとつては、通常兵器問題も大きな関心事。「ゴ」提案において、通常兵器のとり上げ方は極めてあつさりしたものであり、付け足しの感は免がれず。

#### ゴルバチョフ書記長の軍縮新提案の概要

61.1.16 軍 縮 課

- I. 21世紀に向けての核兵器廃絶の為のプログラム
- 1. 第1段階:今後5~8年以内
  - (1) 米ソ両国が<u>攻撃的宇宙兵器の開発、実験、配備を放棄するとの条件下で</u>双方 の領土に到達する核兵器を2分の1に削減。残された核運搬手段に係る核弾頭 は6,000を超えないものとする。
  - (2)欧州のINF(弾道ミサイル及びクルーズ・ミサイル)の全廃。SS-20 は全廃する。但し、米国は自国の戦略ミサイル及び中距離ミサイルを他国に配 備しないこと、更に、英仏は自国の対応する核兵器を増加しないことを前提と する。
  - (3) 米ソのあらゆる核実験を停止。他国にもモラトリアム参加をアピール。
- 2. 第2段階:遅くとも1990年から5~7年
  - (1)核廃絶の過程に他の諸国も参加。
    - イ、自国の全ての核兵器を凍結。
    - 口. 他国に核兵器を配備しない義務。
  - (2)米ソは、中距離核の廃絶に関する一層の措置を実施し、戦術核兵器を凍結。
  - (3)米ソは50%削減を終了。
  - (4)全ての核保有国による1,000km以内の射程の戦術核の廃絶。
  - (5)全ての核兵器国による核実験禁止。
  - (6)主要工業国の攻撃的宇宙兵器禁止の合意への参加。
  - (7)新たな物理的原則に基く大量殺戮能力を有する兵器の禁止。
- 3. 第3段階: 遅くとも1995年から1999年まで
  - (1)残りの全ての核兵器の廃絶を達成
  - (2)核兵器が今後決して復活されないとの全世界的合意作成

(3)核兵器廃絶の特別な手続及び運搬手段の解体、再活用、廃絶の特別な手続作成を考慮(各段階で廃絶されなければならない兵器の数量及び廃絶場所についての合意を含む)。廃棄、制限に対する検証は自區検証手段(NTM)のみならず現地査察によって実施。

#### Ⅱ. その他の部分

- 1. 核実験モラトリアム
- (1) 12月31日までの一方的モラトリアムを3ヶ月延長、米国がこれに応ずれば更に継続。モラトリアム遵守の為の検証は自国検証手段(NTM)、国際的手段、及び必要とあらば現地査察により確保。
- (2)核実験全面禁止に関する米英ソの3国間交渉の即時再開。
- (3) 軍縮会議における核実験禁止に関する多国間交渉の即時開始。
- (4) 1963年の部分核禁条約(PTBT)を地下核実験に拡張するとの非同盟 諸国の提案(当課注:昨年の国連総会におけるメキシコ等提案の決議をさすと 思われる)に同意。
- 2、宇宙攻擊兵器

宇宙に攻撃兵器が配備されてはならず、その際、査察の為の然るべき研究所の開放を含む最も厳格なコントロールを樹立。

- 3. 化学兵器
- (1) 化学兵器を禁止し現存のストックを廃絶する実効的で検証可能な国際条約締結交渉の促進(条約発効直後、化学兵器製造工場の場所の公表、製造停止、及び、関連産業基盤破壊の手続に着手の用意あり)。
- (2)第3国への移譲・配備をしない旨の合意等の暫定的諸措置。
- 4. 通常兵器 (MBFR、CDE)
  - イ、ソ連及び他のWP諸国はウィーン交渉の成功を達成せんと決意(恒久的検証ポストの設置を含む合理的な検証に合意)。
  - ロ.ストックホルム会議において未解決の諸問題に着手すべき時期(大演習の 通告問題に関し部分的解決を提案)。

極級第33号

,(INF交渉訓令案)

四,61.2.10.

1 N F 交渉米提案(往電第 号)については、我が方として下記1.の通り ) の深刻な問題点が存するところ、これを米側に十分説明の上、下記3.の我が方申し 入れを貴使より米政府ハイレベルに至急伝達の上、結果回電ありたい。

1.

)...

(1) 我が方は、これまでINF交渉についてはゼロ・ゼロ・オプションをベストとしつつも、中間的解決を求める必要性がある点については理解を示し、その場合には、西側全体の安全保障の観点から、グローバルかつできる限り低いレベルでのINF削減を支持してきた(究極的にはゼロオプションの実現を強く念願)。その場合いわゆる「グローバルな解決」の内容として欧州との対比においてアジアの安全保障が十分配慮されるべきであるとのわが方認識があったことは言うまでもない。しかるところ、欧州ゼロ、アジア部5割削減(ラウニー大使一行の説明によれば86~90基を残すことになる由。)という米案は、交渉の経過を捨象して案の内容自体について見れば、欧州との対比においてアジアにとって著しく均衡を失する内容のものであり、アジアが不公平に扱われたとの印象を一般国民に与えることはまず不可避であると考える。(この

案が、(イ) 米側としても86~90基の長距離INFを将来配備する権利を 留保することによって、米ソ間の長距離INFのバランスの見地からは一応説 明がつくという点や、(ロ) 西側としてソ連の対中政策上の必要性を認めざる を得ないという点、等を考慮すれば、これもグローバルな解決と説明すること が理論的には可能であるとしても、他方で、一般的にせよ、ゼロ・ゼロ・オブ ションは、アジアと欧州が一斉にゼロになるものと観念されているという状況 の下では、欧州ゼロを先行させることは、米国がNATOの利益を優先させた という議論を招くことは必至であり、且つ、これに対して国民世論が納得する ようなかたちで効果的に反論することは不可能に近いと考える。又、米側は、 この方式を固定的目標として想定してはいるが、現実的に考えれば、ソ連のア ジアINF不算入の厳しい立場、及び、米国にアジア部に存置されるSS-20の削減のための取引材料がほとんど存在しないことから、我が方としては 事実上これをINF交渉の最終結果として受入れざるを得ないと判断される以 上尚更である。)

]. .

(2) 我が方としては、アジア部のINFを切り離し欧州部のみにつき全廃を図る 方式は、アジアの核酸略バランスが将来独立して論じられる結果、米国の核抑 止力に対する信頼性をゆるがせるのみならず日米安保体側の円滑な運用を阻害 (他のアジア・本年は 諸国の 不理り リアクションとも10代って ) し、日米回盟関係の根幹に影響を与え、北西太平洋地域における米国の安全保 障職略自体にも予想される以上の支障をもたらす可能性があると考える。



(3) 現在日本国民の間に存する7割以上という高い日米安保体側への支持及びそ れを基盤としたおよそ他の2国間に例を見ない緊密な日米友好関係は、核の傘 を含む米国の抑止力が平時から日本の安全を確保してくれているとの心理的安 心感の上に成り立っている。そして、その背景には、日本国民の米国に対する 一般的信頼感に加えて、これまでアジアにおける核酸力パランスの問題が、公 に議論されたことがほとんどないという事実の上に立った米国の核抑止力に対 する漠然とした信頼感がある。しかるに、アジアにおける米ソの核酸力が独立。 して、詳細に論ぜられることは、本来理論的に説明することの難しい同盟国を カヴァーする米国の核抑止力 (extended deterrence)の信頼性を国民に納得さ せなければならないという極めて困難な政治的課題に日米両政府が直面せざる を得ない状況を招くことになると懸念される。(米ソの戦略核は均衡したと一 般的に観念されている状況のもとで、この課題に対処することは、これまで以 上に困難であろう。) そして、こうした議論そのものが、我が国国民の核に対 する微妙な感情に言及するまでもなく、米国の核抑止力の信頼性を低下させる ・ことはあっても、高めることはないであろう。 アジアにおける米国の核抑止力 は、これをむき出しにせず、一般的なものに保つことが賢明である。欧州の INF全席を成功させ、アジアのINF全廃を後回しにするという提案が行わ れれば、アジアに残存するSS-20を全廃に持ち込むためのテコの有無をめ ぐって、北匹太平洋地域に展開されている米国の戦力、就中、三沢のF16や、 横須賀の空母艦載機などのFBS、あるいはこの地域に配備されるSLCMが

The Control of the Party of the

そのような交渉材料となりうるか否か等の論点に議論が及び米国のNCND政策をめぐる公の論議が再燃する危険がある。

かかる状況が現実のものとなる場合には、日米安保の円滑な運用が阻害されるばかりではなく、米国の北西太平洋地域の安全保障戦略の効果的な実施そのものが不測の支障を蒙るおそれがある。

これは日米双方の国益のみならず、アジア、太平洋地域全体にとって極めて 憂慮さるべき事態である。

アジアについても欧州と均衡のとれた配慮が必要であり、米国がNATOの利益を優先しアジアを二の次にしたとの印象を与えるようなことは回避すべきであると日本側が一貫して主張して来たのは、国内世論対策が困難であるという以上にこのような重要な政治的、戦略的インプリケーションがあると考えたが故である。

(4) 近年に至り我が国は、我が国及び周辺の平和と安定のみでなく四側全体の安全保障の観点から、グローバルな脅威削減に積極的な努力を例注してきている。とりわけ中曽根総理はこの認識を強く持ち、ウィリアムズバーグ・サミットにおいても INF交渉における米国の立場を支持しつつ、四側全体の回結の重要性を強調した政治宣言とりまとめに積極的に貢献してこられたことは想起されるべきである。かかる我が国の四側目結への政治的コミットメントにかかわらず我が国が「欧州部ゼロ、アジア部ター0」という米ソ合意を甘受せざ

るを得ないという事態に立至ることは、我が国政府を極めて困難な立場に追い 込むものである。

2. 我が方が置かれた状況は以上のようなものであるが、他方、交渉当事国たる米国があらゆる角度から検討した結果として、現在の米案がこの段階で考えられる唯一のフォーミュラであるとの最終判断を固めている場合は、我が方として「欧州部、アジア部共にゼロ」との解決策に固執して交渉全体の行方をあやうくするわけにはいかないのも事実である。

3.

- (1) 我が方としては、かかる米国の立場に配慮しつつ同時に我が国が遭遇すべき 政治的、外交的及び心理的困難をやわらげる唯一の解決策はあくまでも米伽の 想定する交渉結果が我が方も支持した交渉原則たるグローバリズム、欧州アジ アの均衡、西伽の安全の一体性等にのっとったものとして内外に十分説明しう るような体裁のものとしてできあがることであると考える。
- (2) その為に最も重要なことは、残存するSS20を「欧州部」と「アジア部」 に地理的に分けて論ずることはせず、米国が最終的に東経80度以東において ソ連に認めようとしているSS20基数Xをグローバル枠としてソ連側に提案 し、(即ち、今後レーガン大統領からゴルバチョフ書記長に発出される書面に



おいても「欧州部ゼロ、アジア部50%」という形での説明は行われないことが重要である)、対外的にも説明することであると考える。

右来基の具体的配備先については、この際、来基の配置をノボシビルスク、バルナウル及びカシスクの3基地に限定することとし、これら基地群は「欧州部」「アジア部」の区分けをもって呼ばない方式である。すなわち累次米側ブリーフィングによってもソ連が最近重視していると見られる上記3基地へのSS-20配備を認める一方、これをアジア部に配備されたSS-20と呼ばないことにより、我が方の困難を軽減せんとするものである。(一応の地理的概念をもって説明することが必要であればたとえば「ソ連中央部」と呼称することも考えられよう。)即ち、そうすることにより、この中央部のSS-20が西欧向けか、アジアの回盟国向けか、あるいは中国向けかのいずれとも考えられるものとして、この点の解決は将来に残すとしても、この暫定的解決案は、NATOとアジアの回盟国の双方に対して当面の脅威を大幅に削減するものであることを狙ったものであると説明することが出来ると考える。

} ...

なお、上記3払地は存置されるミサイルの地理的位置が欧州部かアジア部かを判然とさせない(一種のグレイ・ゾーンを作る)ために選んだものであり、従ってバイカル湖東岸のドロヴィナヤのSS-20は、撤去させることが必要となる。

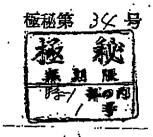
(3) 我が方としては以上の具体案については上記1.の我が万基本的懸念がカ



ヴァーされる限り便直的に考える意図はなく、米側としてより合理的な対案が あれば至急提示を得たいと考えている。

4. 以上1.及び3.を米側に申し入れるにあたっては、我が方としてINF交渉 に臨んでいた米側のこれまでの基本的スタンス及び我が国への継続的な協議の姿 勢を高く評価しており、我が国としても交渉の成功を希求するものである点を米 側に伝達する一方、我が国が国民世論との関係で抱える1.の問題点が、極めて 深刻なものである点を十分理解させるよう努められたい。

(7)



#### レーガン大統領宛中曽根総理返簡繁

61.2.10

2月6日付けの貴大統領書簡を拝受致しました。同書簡を通じ、またラウニー特別顧問を我が国に派遣され、軍備管理交渉に関するソ連の新しい提案に対する貴国の回答(response)についての貴大統領のお考えを詳細に説明頂き感謝致します。ラウニー特別顧問とは私自身直接会見の機会がありませんでしたが、安倍外務大臣への表敬が行われ、柳谷外務事務次官との間で実りある協議が行われたとの報告に接しております。

貫大統領のお考えはあらゆる角度から十分の検討を加えられたものであり、これに敬意を表しますとともに、貫大統領のゴルバチョフ包記長への回答が米ソ間交渉の進展に貢献することを強く期待致しております。

母大統領のお考えの中で、特に我が国にかかわりの深いⅠN Fの問題につき私の意見を述べさせて頂きます。

最良の解決は、それが西側全体の安全にとって母恋のオプションであるが故に、依然として米ソの全ての長別程【NFをグローバルに全魔することであるとの質大統領の信念を私も共有

するものであります。私は貴大統領とともに、ウィリアムズバーグ・サミットの政治声明の起草に積極的に参加致しましたが、これはこのような信念及びサミット参加国の安全保障は不可分であり、従ってグローバルな観点から取り租まねばならないとの認識に基づくものでありました。

このような考えから、引き続きゼロ・ゼロ・オプションを取 終目標としつつ、中間的解決を探求せざるを得ない場合におい てもグローバルな見地から西側の安全保障上の利益全体を守る という立場に立って、西欧とアジアの安全保障にも均衡のとれ だ配慮がなされるべきであると考えて参りました。

欧州において長射程INFを全席し、アジアにおいて最終的にゼロにするが当初は少なくとも50パーセント削減する、との段大統領のお考えは、この意味において新たな提案であり、私としても確々の側面から総密な検討を行うことが必要でありました。INFの問題については、NATO諸国の世論に対し、十分配域せざるを得ないことは当然でありますが、「欧州ゼロ・アジア50%」という考え方にはアジアの安全保障及び日米同盟関係の利益との関連において慎重な考慮を要する点が含まれているように思われます。

即ち、この考え方はアジアにおける核問題を独立した問題と

して惹起し、その結果これまでアジアにおいて節かに、かつ、 有効に機能して来た米国の核抑止力の信頼性の政治的安定度が 損われる可能性が懸念されます。

欧州のINF全庭を先行させ、アジアのINFの庭菜を後回 しにする場合には、アジア部に残存するソ連のINFの庭菜を 実現するための取引材料如何といった点に論識が及び、こうしま た点から質固が北西太平洋地域の安全保障のために我が固を中心に展聞させている海空軍の戦力の特定部分をもって取引材料 とすることの是非が議論の対象となる可能性が大きいと思われます。

このような点については、ラウニー特別顧問に対し柳谷次官 から詳細に御説明したとおりです。

かかる捉案が行われ、これをめぐってFBS、海上核戦力(SLCM)、更にはNCND等員国の基本的政策が公に論ぜ:られるような状況が生ずる場合、問題は、我が国の国内世論対策は勿論ですが、更にそれを越えて、日米安保体制の信頼性とその円滑な運用、更には日米同盟関係の根幹に影響が及び、他のアジア・太平洋諸国の不測のリアクションと相俟って買国の北西太平洋地域における安全保障戦略が、予測されている以上の支障を蒙る現実の危険性があるように思われます。

私がアジアの安全保障につき欧州との対比において均衡のとれた配慮が払われることが必要であることを常に主張し続けて 来た理由はまさにここにあります。

私は、西側全体のグローバルな安全保障確保のため、一貫して買大統領とともに歩んで参りましたが、このような我々の協力関係の基盤をなすものは強固な日米安保体制と日米同盟関係。の存在であると確信するものであります。

ソ連の巧妙な世論工作に対抗するため、異大統領がソ連新提 家に対する早急な回答を行う必要性を強く感じておられる点は、 私としても十分理解するところであります。アジアのINF問 題の故に、異大統領のパッケージ提案全体が壊れるような事態 は私の決して望むところではありません。



決しうると考えられる具体的提案を提示し、直ちに、異国政府 との協議を開始するよう指示致しました。今後ともアジアの1 NFを初め我が国の安全保障に深い係り合いのある問題につき 貴国の立場を変更される場合には、その都度、我が国と密接な 協議をお願い致します。

私は、阿盟国と緊密に協議し、これら諸国の利益と意見に十一分配慮して、ソ連との間に意欲的な交渉を行ってこられた貴大統領のこれまでの努力を高く評価するものであります。特に我が国の関心及び利益に最大の配慮をし乍ら、対ソ交渉を続けてこられた点に深越なる謝意を表します。世界の平和と安定に対する負大統領の昼夜を分たぬ御尽力に対する私の変ることのない支持と協力を改めてお約束致します。

	-	**********			
<b>内政市州列城区</b> 移城 典房					
	臣官官審審長長				
	大外查特 察担 使研審室 表 総分文会厚情オ				
	審察人電在儀警史				
3	外		審報際	内フ外	
	報	文長		_	•
	E	長			
	领	参-	-二旅	査移	
	成				• 5 .
	ア	審地	便速		
	長	参	上東西		
				***************************************	•
	米長	<b>BC</b>	二保	)	
	中		-		-
	南長	零-	-=		
	8	(B)	②洋		
	長	P.	東		
	Ī	<b>参</b> -	ーニア	ア	-
	ア長			_	
	Die.	次参	<b>経漁</b>	途匡	1
	-	審核	を経工	国博	. Simple
	長		一不		-
		審查		審準	-
	経協		<b>处国</b> 阴		
	長一		問技有		_
	餐	被	多協規		
	1	8	女経人		-
	長	0	社		
	料審	科师	京		-
	1	8	青折額	1	
	是		金		

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の内容に関する照会, 要望等は検閲班(TEL2171, 2174)に。 3. 本電の主管変更は調整班(TEL3169)に連絡ありたい。

電信写

4-29

主管

総 番 号 R027888

5月 27日

61年 02月 28日

英本

臣

発 国

軍

外務大臣殿

関 臨時代理大使

米ソ軍備管理交渉

第681号 極秘 至急(ゆう先処理)

67

往電第631号に関し

27日、当地出張中のミヤモト軍縮課長が当館川島と共に英外務省オルストン国防部 長及びネビルジョーンズ調査企画部長を往訪の上、ゴルバチョフ提案に対するレーガ ン大統領の回答を中心に意見交換を行つたところ、先方発言中きよう味ある点次の通 り。

- 1. 米側回答に先立ち米と同盟国との間で協議が行われ、その結果米の立場に実質的変更が加えられた事実は米と同盟国との間で真の協議が行われたことを示すものであり、心からかん迎している。(両部長とも同趣旨)
- 2. (1) 今次米提案でも欧州INFはゼロになることが想定されているところ、これをカップリング、デカップリングというみやく絡で考えた場合、そもそも核抑止理論が多分に心理的なものをベースに構ちくされている点を考えればソ連がどう受け取るかが最も重要な点である。70年後半大西洋同盟の結束の弱化をめぐる不安感が米の核抑止力のクレディビリティをめぐるカブリングの議論を招いたわけであるが、その後NATO二重決定に沿い西欧各国が結束を維持して米INFの配備を進め、今ま

1970

本電の取扱いは慎重を期せられたい。

2 1 7 4)に。 3.本電の主管変更は調整班(TEL3169)に連絡ありたい。

電信写

た一致してゼロ・オブションを支持するに致つたこと自体が西側同盟のクレデイビリティをソ連に対して増すこととなつたと考える。また、これを軍事的観点からみても70年代の後半にあれほど深刻視されていたSS-20のきよういをトレード・オフできること自体悪いことではない。更にLRINFが欧州より撤去されることに伴いSRINFのきよういがうんぬんされているが、80年代の初め以来ソ連のSRINFいかに抑えこむか常に真けんに検討されてきたところであり、NATOにとり特に新しい問題ではない。トルネード、FI11、更にSLBM等の存在を考えればソ連SRINFの増大さえそ止できれば、これに軍事的に対抗し得ると考えている。(「オ」部長)

(2) 英国は、従来よりゼロ・オプションよりは米INFが欧州に残る方がベターと 考えていたが、グローバル・ゼロということであればすぐに実現する見通しはないこ とでもありこれを支持できる。問題は、欧州ゼロという考え方を当初米側が採用しか けたことで、これは理解にくるしむところであつた。すなわちソ連との間で欧州のみ に限定して核軍縮を進めるということは、まさにソ連のねらいに沿い欧州の非核化の 方向に進みかねず、極めて危険である。西独にはこれにこ応する動きがあり、かかる 動きが西欧全体に広がらないよう今後とも要注意であり、これをふうじるためにはグ ローバルという考え方が不可欠である。更に言えば、欧州において核軍縮と平行して 通常兵力の削減が進めば良いではないかとの議論もあるが、通常兵力の話し合いを進 めると、結局米国の欧州におけるプレゼンス(駐西独米軍等)を排除する方向に発展 していく可能性があるので、これもけいけいに支持し得ない。ソ連は西欧と地続きで

外務省

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班(TEL2171、

> 21~4)に。 3.本電の主管変更は調整班(TEL3169)に連絡ありたい。

# 電信写

あるのに米国は欧州と海をへだてているという与件の下で戦後一かんしてソ連は欧州から米軍ないし米国のプレゼンスをくちくしようとし、西側はかかるソ連の動きに対抗してきた訳である。従つて米国が欧州から離れることになれば、直接の軍事的きよういは減少していても、やはり欧州がソ連に政治的にくつ服させられる危険は残るわけで、これは容認できない。(「ネ」部長)

- 3. 米ソ首のう会談を念頭に置きつつ最も合意の可能性の高い I N F の分野で暫定合意に到達し得るか否かは、一に係わつて政治的に合意する用意があるか否かの問題である。ソ連に英仏核の軍事的意味合いは彼等にとつて二義的なものであることを承知しているはずであり、現在米ソ交渉の場から切り離されている英仏核をあくまでも暫定合意の条件にしてみたり、あるいは技術的に更に整理が難しい S R I N F あるいは F B S (航空機) に関する合意を条件にしてくるようであれば、むしろソ連に I N F の暫定合意を成立させる熱意がないとみるべきであろう。 (「オ」部長)
- 4. 党大会におけるゴルバチョフ演説において欧州 I NFの解釈と核実験禁止を米ソ 首のう会談の前提条件にしたとの見方もあるようだが自分はこれに組しない。モスク ワでのソ側関係者の話でも首のう会談に「前提条件」を付していると解されることを 非常に気にしていた。むしろ、交渉の進展をはばんでいるのは西側であるとのキャン ペーンを展開することにより、西側の譲歩を引き出さんとする戦略であつて、交渉の 実質的進展を望んでいるとみるべきであろう。この関連で今回の「ゴ」の演説中SD Iへの言及がうすかつたことも、「ゴ」としては依然として米ソ首のう会談で何等か の具体的成果をあげたいと考えている一つの証左ではあるまいか。この関連で「ゴ」

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班(TEL2171

3. 本電の主管変更は調整班(TEL3169)に連絡ありたい。

# 電信写

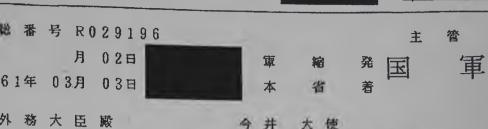
の政権しようあく度が注目されるが、「ゴ」 演説において予想以上に具体性に欠ける 点が懸念される。これまで党、政府、軍からそれぞれ政策オブションを出させて「ゴ 」自身が選択するやり方をとつてきているがソ連の体制の下でかかるやり方には企検 をともなう。 ジュネーブの米ソ交渉でソ側代表団は殆んど訓令らしきものを受け取つ ていないようだが、右は軍が具体的訓令の発出をさまたげているためか、党大会もあ り準備できないでいるためなのか、恐らく後者であろう。米ソ首のう会談に向けて「 ゴ」がどのような指導力を発きするかもう少し様子を見る必要があろう。(「ネ」部 長)

米、仏、西独、白、ソ連、軍代に転電した。(了)



注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の内容に関する照会, 要望等は検閲班 (TEL2171, 2174) に。 3. 本電の主管変更は調整班 (TEL3169) に連絡ありたい。

電信写



米ソ軍備管理交渉 (米側内話)

往電第76号に関し、

第77号 極秘 至急 (ゆう先処理)

1日、当地出張中のミヤモト軍縮課長が当代表部小西と共に本件交渉米側代表団 IN F担当ウッドワース次席大使を往訪の上、INF交渉の現状と見通しにつきちよう取

したところ、(るい次往電と重複する点はあるも)要旨次の通り。

1. (1) ゴルバチョフ提案に対するレーガン回答については2月24日に全体会議を開催し、ほぼ「レ」大統領の各国主のうあて書簡と同じ内容をソ側に公式に伝え、INFについては27日にも会合をもつた。

(2) 米側対案の基本はあくまでも I NFの 3 段階全廃提案であり、ソ連中央部に若 干数残すとの案と同格のオプションではない。後者について言えば、第 3 国の核は排 除して考える、残置される S S - 2 0 に一定のシーリングを設定する、完全全廃につ いてのタイム・フレームにつき予め合意する等の条件の下で、ソ側より提起があれば 検討する用意がある(当館注:米側が実際にソ側に対し具体的に如何なる提案をした かにつき依然として不明な点があるので、3 日本使がグリットマン I NF米代表に会 う際、右を確認する所存である。)。

(3) ソ側の反応は、予期された通り2月25日の党大会における「ゴ」スピーチと キを一にするものであり、意識的に否定的印象を与えようとしていた節があるが、全 **恒拒否という訳でもない。米側が新たな提案をした際、ソ連は常に最初は「ノー」と** 言う反応を示してきており、否定的反応があったからと言って失望する必要もない。 休会中ソ側が米案を正しく評価し、次回ラウンドでは前向きに対応してくることを望 んでいる。

- 2. INFについて言えば今次ラウンドではグローバルな解決の必要性につきソ倒を 説得するのに相当の時間を費した。ソ側はアジアのINFは増大する米の核のきよう いに対抗するため、との主張を行つており、具体的にはミサワのF-16、空は艦載 機等を挙げているが、米としては右主張に何の合理的根拠も見出し得ない。第1に5 S-2 Oのターゲットになり得る基地等の数は極めて少く 5百発もの大量のSS-2 ①は全く不必要であり、第2にそもそも兵器の性能から空ぼはSS-20のターゲッ トにはなり得ない。第3にソ連は、表面上・中国の核に意識的に言及しないようにし ているが、実際上、中国の核を念頭においているとの説もあるが、中国の核について もその量は多くなく、増加の傾向もゆるやかであるので、ソ連にとり大きなきようい になるとは思えない。とすると、かくも大量のSS-20がアジアに存在する理由は 、とにかく大きな軍隊、大量の兵器をもたないと安心できないソ連の性向から来るも のとしか言いようがない。
  - 3. 短射程 (SR) INFについては、一かんしてソ側の抑制を要求してきており、 INF合意の不可欠の構成部分と認識している。81年の米INF提案において米ソ

200

ともSRINFにつき82年1月の米ソそれぞれの水準を維持することを求めている

。右水準が若干(約100程度)ソ連に有利とは言えソ側が右を増大しないことには 意味があり、米として受だく可能な範囲にあると判断したためである。ところが83 年末の米INF欧州配傭に対する対抗措置として、ソ連がSRINFを東独とチェコ に前進配備をし、その結果、欧州でのバランスがくずれることとなつたため、昨年1 1月の米提案以来、85年12月時点のソ連の水準に抑えるとのもう1つの基準を導 入した。この基準の下では米はソ連の水準までSRINFを増やせることになる。い ずれにしろ、今次提案はソ連に対し、82年初めの米ソの水準か、85年末のソ連の 水準かのいずれかを選ばせる、という考え方に立つものである。

4. INFとSDIのリンケージについてのソ連の立場は実によく変る。昨年3月の NST第1ラウンドではINFとSDIを切り離す考えを示さしたにもかかわらず第 2ラウンドでは再び厳格なリンケージを主張してきた。第3ラウンドの途中で、「ゴ 書記長の仏藻会での発言があり当然リンケージもとれたと思つていたところ、本年 1月15日の「ゴ」提案で再びこの点があいまいとなつたせいかソ側代表団の態度も 不明りようなものとなつてしまつた。ケネディ上院議員訪ソの際「ゴ」が改めて明確 にリンケージを否定したためNSTの場でも一応リンケージはないこととなつたが、 この点に関するソ連の立場は不安定である。いかなる理由でかかる不安定さが生じて いるのか分らないが、ソ側代表の今次ラウンドの公式発言の中にリンケージを否定す る部分があり、米としてはこれをより所にしてリンケージはないとの前提で交渉を進 めている。

外務省

本電の取扱いは慎重を期せられたい。 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班(TEL2171、

7 4) に。 本電の主管変更は調整班 (TEL3169) に連絡ありたい。

電信写

5. INFの今後の見通しを立てることは難しい。米ソ首のう会談がINF交渉を促 進する面があることは事実であるが、米ソ関係は軍備管理・軍縮のみではなく首のう 会談もかかる広い文みやくの中で位置付けられるべきものであるので、首のう会談と の関係で軍備管理問題の進展に過度の期待をかけない方がけん明であろう。米及び同 盟国の安全保障にマイナスの影響を与える"悪い"協定ならば結ばない方が良い、と いうのがレーガン政権の基本的考え方であり、今日でも何の変化もない。

米、英、ソ、白、西独、仏に転電した。(了)

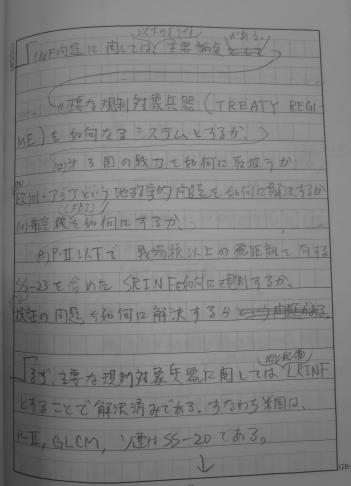
## 資料⑤

国際連合局最 化 審 識 官 参 事 官 軍縮 課 長 首席事務官 M



上田さんろ カットマン大使いの協議(気経) 軍鄉課 グリットマン大使は、ア月15日本省電保者に対 UINF内題を中心にNSTに関するブリーフも 何ったところ、同日午前のブリーフ概要次の 例。(気はマッコネル補佐官、アダーリン公使、ブリア参 夏他同席、 至方、 怀国违院表、 西山环重局表、 藤井北州市表 林用部審議室、从時手情調局審議室、村田園電問奏事 1.把旗衣、圣打群衣、安保、鲜衣、军偏旗表、情安室表他 か大便昌頭該問 D 宮年的月下至3 INF交持の概観 GB-

日気は、半国のINF交渉代表として、INF内距 が限川地域のみならず、他の地域の安全保 NF肉型の根底に 军障之对了多和異なる10一也でラップが存在し 降に影響を及ぼすものすべてが自国を含む同 四清国の安全保障に影響を及げすと認識して 1、3のに対し、米国側は、自国の同盟諸国 全保庫に影響を及ぼすものは、すなわろう 图自身的安全保障比影響を及厅す的認識 い了笑である。かかる相異なる安全保 33 支端(他在在在底)、米/17 INF交为左 H7 1130 を相互で有いつ



英は核の肉段に倒し 時時向の40%を費やしその算人が多当 たものでけない旨説明し、ソ側の主張にし りしあする努力を継続して来た。 的問題に関しては、川は、現在に たるまで、個自身がその規制に関いて有な地域、なわち て熱なりんとしている。我々は、SS 206、その ((mobility) ((transportability)) とりか「移動性と重般性に移み、年世 的光同問諸国の安全保障を損う兵器である 建宽LT采卡。 Y侧付、 INF肉匙下地域的

例はアジアの我際状況に変化が無いる とを発性としてのアジアの55-20の環結の可能 性指摘しており、カカマ立場は現在にいた るまで継続されている。 航空我内屋に関しては、米ノ向の試合にた 旅の行年曲折があり、この両近五米/同で わり上げることは時向の恣意とも見なされた こともあったが、一つの結末として、本側は、 983年9月に、米リアス方の同レベルの航空機を INFの規制に含める用意を示した /例が新たな提案をする毎に取扱いが変化している

SRINFに関しては、米側が過去のIN F支持の深約草案において SRINFの規制 格めていたのに対し、客年10月に至るすでは V側はSRINFにつきコメントすることを思う H続けた。SRINFは、英心教やFBS同様 小個の取扱いがよく変化する分野である。 年かりのが建提案

1周日、客年10月1日、非公古按案と IIA5日正式提案にして、INF向記の防禦。 RTからの分離を提示試した 自在NST南台当初为SINF只分键的 かるいとの意味を得ていたが、この気の自分 の感触力学,死。同少连提案的有好故的意義は、 一定の制限の下での120茎の米GLCMの配備 七記のる日意を、示したことである。1983年末 ( Ans 2) 一交当緒製に至るすで、一個のINF 处当に関する真のねらいは、面欧の反称平和 助き鼓舞することで、米半井山は川原備を はし、NATOを33体化をせることにあった。かか 定数の末ミサイルの配備を認める 48.

1 務省

174にはいかる

解れば前理的に矛盾することは言うまで"もない。 京年10月の一個複楽は、ソタリにとっての交渉のハラナナー でのなかから教をに移ったことも意味しまう。 室年10月07建提室月 注目されたものの、米GLCM 120基の 通数プラス英心核相当分として530年週女 が保有し得るとしている実不平等なものであ 速と東ルとの 年11月の米提案 11月1日の米提案(欧露部の55 LRINFの140基AG GLCMO TORE は、毎の中の散与フォーミュラ は想似したものであったか、これに対する/例の反応は 切まのものでけたかった。強さけ、投業に

様子であった為 9 48 13 のINF植定合意の文 なかたしかるに、個は 定案文と異なるもの であるたと 村1月のブルバチョフ声明

S

相目のかんバチョフラ神において、1個 (英化核の内題をせかり、廃止た一門で好米ン/ 原路を提案、其心技算入りも断定している。 されは、東仏核の問題に関し、我全が陪判を さめたことも意味している。他方、10 は提案において 比較的けっきりし 東かの55-20の数を1985年12月1日の数で凍 結し、アジア部の戦略環境に大きな変化が無 いでり増強したい、とのソ連アミア部の55-20 で対する立場が、 ゴルバチョフ声明 は一步後退したかの幾観

0(井平月の米)内村/回答 本年2月24日の機の対1回答、及び同2子 日下行的九九同巴答に因为了米側說明に対 子かつてのゼローゼロ が病何なる地域も指す Tribus Opportion

「に入り、Y個」は、本年 IAのゴル 17提案に基づくINF祭約草案も提示选 司管に対するリスポースであるかのもかく振 るが、そこにある要素は何ら新味の あるものではなかった新、「東経の度線をもって 成電却で「連東部を分割するとの笑、そして、 2の境界線が北緯57度の英で東京 DOG LEG するとの矢は、すごに 1982年、1983年の 時長でソ側が発派しま明して来でいるが、今回の 約草案において文書の形で提示をやる事 (77007) YATIO, PEPTN 人同時に米INFを /建領土に

国である備したいというコミヤ 繰り込んで来ている。 ドロポフラ州の際はは 英心教口楽して っている。ソ側提案によれば うなよる合意声明によって 2127 英化が自国核教力方場強したい旨正 行するまでは っている。板に来 られない もの 仏技不増強につき合意したとしても の意味があると のであろうか。

は東仏に圧力を加えることに参加し は美としては、三サイル、その部品、 アループリントのオ三国内の移転の禁止がある状状の我とにとり問題外でありとうてん受け かられないもまべた。 2、質疑応養(272月13方質内)

6月11日のソ側提案に対し、米側は回答も するが、ナイラウンドにおいては、 华南中人思料 START, INF, 防禦, 宇宙のいずれの運域に おりる進展の可能性が高いと判断しているかる 場下のわいに対し)、 オラウンドはいて/防衛、中国のたんでは一度 物かれなかった。シINFIIリなくとも他の こつの交渉進展もさまたける人質、にけなって いない。ソ側にとってSTARTが自国の安全 保障上最も重要であることは疑いない。/NF はどちらかと言えば政治的に重要をものであ いけるが、戦略システム無してはそ 13. /NT C P3等, 宇宙 う(おり女生)さかとれるい社

21053

第5ラウンド中、ソ側から段階的削減提案(1年目に米ソの欧州配備 のLRINFを双方同等の50%削減、3~5年で全廃)が示唆される一方、レーガン大統領宛ゴルバチョフ書記長返簡中に暫定措置としての新提案を示唆 する内容が含まれているとの情報あり。先ず右ソ連提案の内容を承知したし。

いるのは、子一年目 のちゅんず成、るへち年で あり、表面的には分 M3。 张之时、 //例 土を重ねて来た。 同時に我をは、とれ

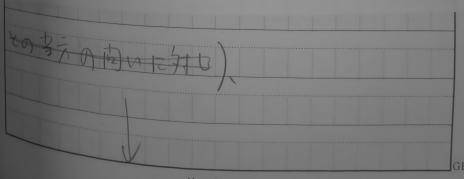
よりも削減後に半りが 便視大きいる。前流のパーセンラーござけれ前的成後に米ソか することにかるのかとの我が方限会は対 1月まり国発も得られるかったかり。 115千7大将から 0-243墓 70ラス 55-4-112墓の総計 えつで割った数がそれにあたるとはじめて国発 数した。我をは、55-4は、1981年19月12、プレ シネフ書記をがとれて破棄了る旨意明してい るステムであるが、これを含めるのは内匙 有りと述べたところ、子当は、しからは243割る えであると国なした。 のソ連提案に対する我か方立場を限定越し 29月7日し、我をとしては、プローバルなも口GB-3

務省

如到多

1.00 十つラシをおましいものと考えるが、 一方できも何をなものとなりうると回答し は、してが大統領は、ゼロ・ゼロオンションが 最にの選択肢であるとの立場であるが、 ゼロ・ゼロを目指した中間の合意、も望ましい オプランではないかと思う。

SRINFをLRINFと同時に削減乃至凍結すべしとの米の主張に対し、ソ側はWP政治諮問委におけるアピールにおけるウラルから大西洋までの通常兵器削減の文脈でSRINFをも削減するとの提案を循に、米ソINF交渉で取上げる必要はないと主張しているとの話もある代りに、カルポフがSRINFの凍結は受諾可能と述べたとの情報にも接しているところ、SRINF問題の見通し乃至、米側対応如何。



後は東側のアピー1012は勢かされた。同ア PUTICOE, MBFRIZOUZ ( E12) 17 7113, 5月12 まって 30年 只能の みならず SRINFも 能的んとする提案の重意が奈沢にあるが明 雅されない。りなくとも、かかるフォーラムは、海常 器は言うまでもなく 核安器につき客易に かえるフォーラムであるとは思えない。大側のINF条約 #REHPANTEZOS RINF 内壁E NSTO 対ラーブルからはずさんとするこの試みは、 LRINFが散去されたあかっきにはSRINF 9相对的循色が同上することから、東独、和 晴のスケールボード等を当面温存し、これを 殊東航する等の対案を提示しうる余地を残 しとけるわらいを有しているのではないか。 しずれなせな、TOP軍縮アピールは、単に論奏

はなりとせるだけである。 アデア12 おH355-20 の存在至正当 2加何733藏薪七展雨 55-20の潜在目標として具体的には 何も指摘しているのか、そのなるの内かです 7側は、55-20を、米国の なるかけるとの差地に対抗するとのである (主張している。不思議なことに韓国 もで及されていたいのなくは、 流の前提を受け入れていたい。一個は、欧 ははかうシスかななしており、アジアにお

日東京日本清水縣、湘花秋等《米楼歌与作明·6大次》(4大日 り、よりないりいであることをないないできるにろうろいらしことか行び 我々の立場の重要 いる。すなわち、特別はクローバルな解 55-5が配備されていたアンデアに配備すれば 划土03个01元功等上得了。サン

J.,

е

- E

1

形到達可能なのである。 一限のF-16に関しては、気をは、日本の政 東京で同政第一打する米側の立場を/側は承 知のはずと表明している。 すた、火側は、55-20を軍港で目標とするもの であると主張しているが、これに対しては、人間か 電流に対する 先制 攻撃を企図しない限り、全 船舶が出撃後のからの軍港を攻撃することと 三米側の反論もツ側に向けると彼らは \*フェ使に対し、35-20はター ケントの数に比し週割に配備されている盲肉 ころ、同席の、注軍人は、オド対し質的に なないようまなしていた。

7例の357INF12科33770-41276、新 3 9 13 to vatilistate to retection. 八本年コンテキストでいるへら回だり (自分が承知する限) 中国に言及している。一度は、ナブボフ大使に同 席した軍人(報近将軍に昇格)とマステルコフクは と協議した深であり、ソ側は、ソ連はいすだに 核戦力が通常共衆の不均質を相殺し得るとは NATO倒が差れているように みなしておらず低って、アジョにおけるソ連 単でか何に組織するかにつき我々に語ること やのて行しいとざべた。もう一度は、最近 シネージにおいて/建の研究所筋の果筋を受 その際彼は、/例として

1つの核保有国に対する防衛の水準も低減さ 2と月村国内的に説明を行うことが程め 7困難である 旨述べていた。 ジア250 4355-2012度し、7側にとって 林が引の関心なのか。/側の意図する 、アジアにおいても欧洲においてと 同様の核バランスの維持にあるのではないか。 個故にソ側はアミアの55-20に関し固いのか。 ) 園の 根底にある 懸念は 論理によって解決さ ですものではない。 Y側は、自分選は放射 (意とした以上他のところでは意ちしないと かているが、これは彼らが決して該ちしな ことで意味するものではなかろう。

個は、如何なるレバルでアンプのINFを東 かにつきりかりに部分うしとすりないていない。 の実力国する最初の外側の反応は、条約が 全意された時差のレバレで凍結するというも のさあった。次の反応は、凍結レバルに関す 他の諸矣で合意が成立す 3数は、一 まではったを友持の対象にしないというも のであった。最近個は楽倒か了でアの55-2012 <u>国し数を誇添していると主張している。</u>

黄焼は、ソ側がどの程度競与してくると 13の13かとうまかのはい12特し で1月の交当における立場が、しばしば変わ 3ことも何度が経験している、英仏核算入内 題に我か交渉時向のチャがも費して来たのも 柳明しり間の立場がしばしは変わるからであ り、一定の意告を31き出すには忍阿強く与方の主張を 年1近していくてとが肝要である。カルボフ は最近訪英したが、これは、米側が、英仏核に えしては英仏西国と話合うべしと。(利に対し、 ・夏して主張して来たことによるものと思わ いる。アジアエルトにおけるソ連のちみ寄り DIREPIE 関しては、/例として、アシアINF内題

1亿米の立場から動き得ない内題であると言 ているものと看取される。そこには 理りは要力る何かが支配しているようだ INF問題を別にすれば、航空機同題 SRINFYも12~1用の立場にしばしば変化が看 坂とれて来ており、現在の航空機はINF から作外というガンで来側として要存なく SRINFに営してもいずれにせよ近い将来/側 が提案を行うて来ることがう想される。 何らかの アジアINF以外は何らかの形で動いて うくことが朝待されているが、353INFに良

(英仏核に関する /連の英仏両国に対するア でローケに差違が有るかとの当方の同いに対し 我は、英仏西国に対するソ連のアプローケ E何らの相違も看取していない。しかし注 目でれるのは、カルポフNS丁首席代表がり デンには赴いたが、パリには行っていたい いう矣、ソ側が炭来菜ル核相当分として 米ソバランスとは別枠で焼向することを主張 していたら303草頭というのは、仏が現在の核 近代化計画を達成した時矣で似乎保有するこ とになる学頭数とほぼ一致しているという矣 である。更に、今般のソ例提案にあった戦略シ 丁ムの分三国移転禁止向題は、トライデント丁(0-5) 直を有了る英国に知らいを定めたものと言えよう

比較美の国会議員団が訪りした際、英国り 牧に自するもりとりがあったと承知している が同様のアプローチが仏は対しては為されて いると承知しているい。かかる差異が生する 理由としては、仏においては共産党ですら自国 の放保有に反対していないのに対し、英にお いては労働党が核近代化に反対して が着がられまするソ連は英国の方がフィン 31まが大と見ているのおもいれない、又 \*4116 16 9 KMIEWW 1015 17 19 17 いれいっているればせるはんのけんあいから、 東大力いては契約的は一方るのは英との均落 生のかれるとがはない生しいことはなったち

(35-20の移動性 (mobility) に関し、西欧諸国 至多20分的性を過剰評価すべきではなく 的性によってもたらされるな成が取して 3面33里ありとの蔵論があるが知何との当 万00に対し 55-20 の移動性が脅威を構成していること 1事実であり、その移動性、飛距離に鑑み同辺 福国に政治的威嚇を与えている。「側は一球川 で合意されれば、これをアジアに移すことな 人民地する旨述べているが、アジア部の55-20 が残される限りその移動性、発距離による 対に対する成時のプランシャルが温存され ることとなり、1/建に隣接する諸国の安全保 「168年」後月32とには受かりなない。

ラ次ソ連提案は、600km以上の全ゆる巡航ミサイル禁止の立場からALCM 、 及び一定の潜水艦搭載SLCMは戦略核へ含めるとの立場に転換したものと承知。 \*\*Bとしては右提案をどう見ているか。我が国としては、主として検証を容易に するとの理由から、貴国が特定の艦船を核兵器SLCM搭載艦と看做すことに同 意する場合には、日米安保条約の下で我が国に寄港している貴国艦船の寄港に大 きな影響を及ぼしかねないと思料。本件提室に対し /倒してあ何に対処する流移かも両うたと AZB. SLCMEINF TS 13 15 LZ 10 30 ちゅやか向かる洋上配備システムも INFICIA

園はVbvoKm以上のあらゆるSLCM禁止を ましていたが、これは、英日、米等西側猪田 人口家集地の大部分が海岸線から 90マイル 1月の地景で位置しているのに対し、/建日 p性舒巨人D窓集地も接していることを想起す れば明らかな通り西側にとり程めて向起の なる提案であった。